

医療費通知を活用した医療費控除の簡素化について

平成 29 年分の確定申告から医療費控除を受ける場合に、従来の方法の他に健康保険組合が送付する「医療費通知書（医療費のお知らせ）」を確定申告書に添付することにより医療費控除を受けることができるようになります。

医療費通知を活用した医療費控除の簡素化 Q&A

問 1 「医療費通知を活用した医療費控除の簡素化」の趣旨は何ですか。

（答）平成 29 年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続が、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、医療費等の明細書を添付する方式に改められました。これに伴い、医療費の明細書として、医療保険者が交付する医療費通知を活用できることとされました。（注 1）

今般の制度改正により、医療費控除の申告に係る医療費等の領収書については、確定申告期限等から 5 年間保存する必要がありますが、確定申告書等に一定の要件を満たす医療費通知（注 2）を添付した場合には、当該医療費通知に記載されている医療費に関する領収書については保存する必要がないこととされ、従来の領収書の収集・保存・添付が不要となるほか、一定の要件の下（注 3）で保険者から電子交付された医療費通知データを e-Tax を利用した電子申告時に活用することにより申告手続の簡素化に資するものと考えています。（当健保組合は e-Tax を利用した電子申請は当面できません。）

（注 1）平成 29 年分以後の確定申告書等を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合に適用されます。

（注 2）以下の項目を記載した医療費通知に限ります。

- ①被保険者（又はその被扶養者）の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者の氏名
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ⑤被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- ⑥保険者の名称

（注 3）保険者による電子署名が行われているなど、別途、国税庁が定める仕様に準拠するものに限りします。

問 2 開始時期はいつからですか。

（答）今般の税制改正は、平成 29 年分以後の確定申告書等を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合に適用されます。

問3 確定申告時期に前年分の全ての月（1月から12月）の医療費を反映した医療費通知は発行されますか。

（答）医療費通知に反映できない月は10月～12月診療の医療費です。その月の医療費については領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付することになります。

問4 改正省令の施行日が平成30年1月1日となっているが、平成29年中に発行された医療費通知を平成29年分の所得税の医療費控除の申告手続きに使用できますか。

（答）平成29年度中に当健保組合が発行した医療費通知は平成29年分の所得税の医療費控除の申告手続きに使うことができます。

問5 医療費控除の申告は、過去5年分さかのぼって行うことができるが、過去5年分を医療費通知により申告できますか。

（答）今般の改正は、平成29年分以後の確定申告書等を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用されますので、それ以前について医療費通知による申告はできません。

問6 受診した診療科が精神科や産婦人科であった場合や、DV被害者が受診した場合には、医療費通知に記載する医療機関等の名称を空白又は〇〇医療機関等としているが、これらの医療機関等に支払った医療費についても、医療費通知を医療費控除の申告に使用できますか。

（答）医療費通知の医療機関等の名称の欄に空白又は〇〇医療機関等と記載されている場合には、当該医療費については領収書に基づいて医療費通知（原本）に必要な事項を補完記入していただくか、領収書に基づき作成した明細書を申告書に添付していただくことになります。なお、申告者自身が作成した明細書を添付した場合には医療費の領収書を申告者が5年間保存する必要があります。

問7 医療費通知に記載されている医療費には、公費負担医療、自治体単独の医療費助成、減額査定、未収金等が反映されておらず、医療費の額が正確ではない場合はどのように申告すればいいですか。

（答）公費負担医療、自治体単独の医療費助成、減額査定、未収金など、医

療費通知に反映されていないものについては、申告者自身に、実際に負担した額に訂正して申告していただくこととなります。

問 8 セルフメディケーション税制（スイッチ OTC薬の医療費控除の特例）との関係はどうなっていますか。

（答）セルフメディケーション税制（平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日まで の間にスイッチ OTC 医薬品を購入した場合の特例措置）と医療費控除については、重複適用は受けられず、どちらかを選択して申告していただくことになっており、今般の税制改正による取扱いの変更はありません。

なお、セルフメディケーション税制の対象となるスイッチ OTC 医薬品は、保険診療の対象外であるため、医療費通知に含まれることはありません。

問 9 医療費通知に記載されている医療費に未払いがあった場合には、どうなりますか。

（答）医療費通知に記載されている医療費に未払いがあった場合には、申告者自身が訂正して申告していただくこととなります。

問 10 医療費通知の金額と領収書のコロが違った場合はどうすればいいですか。

（答）審査した結果、医療費通知の金額と領収書のコロが違ふ場合があります。この場合、実際に負担した額に訂正して申告するか、後日修正申告をすることとなります。

問 11 医療費通知を活用して医療費控除の申告をする場合、具体的にどのような手続になりますか。

（答）①書面による申告と、②e-Tax を利用した電子申告による方法があります。

①書面による申請の場合は、医療費通知（原本）を確定申告書に添付して申告していただきます。医療費通知に記載されていない医療費分について申告する場合は、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付していただく必要があります（注）。

(注) この場合の領収書は申告者に5年間の保存義務

②当健保組合において e-Tax を利用した電子申請は当面できません。

問 12 電子的に発行された医療費通知を印刷して紙で申告してもいいですか。

(答) 電子的に発行された医療費通知を印刷して、当該印刷物を使用して書面申告することはできません。書面申告する場合には、保険者が紙で発行した医療費通知の原本を添付するか、医療費の明細書を申告者自身が作成し添付する必要があります。

(注) 申告者自身が作成した明細書を添付した場合には、医療費等の領収書を申告者が5年間保存する必要があります。

問 13 紙の医療費通知のコピーを使用して申告してもいいですか。

(答) 医療費控除を書面により申告する際には、医療費通知の原本を提出する必要があります。

問 14 保険診療外の医療費や市販薬の購入費、交通費等については、どのように申告すればいいですか。

(答) 医療費通知に記載されていない医療費等について申告する場合は、領収書に基づき作成した明細書を申告書に添付していただくことになります。

その場合、当該領収書については、申告者が確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

問 15 医療費通知に記載されている医療費については、すべて領収書の保存が不要になりますか。

(答) 医療費通知を申告書に添付した場合、当該医療費通知に記載されている医療費については、法令上、領収書を保存する必要はありません。

ただし、医療費通知に記載されていない医療費分について医療費控除の申告をする場合は、領収書に基づき作成した明細書を申告書に添付します。その場合、当該領収書については、申告者が確定申告期限等から5年間保存する必要があります。